

令和6年度税制改正要望について

重要事項

○石油諸税の更なる増税や石油諸税に係る税収の用途拡大等、石油に対するこれ以上の税負担に反対

- ・石油には既に年間5兆円を超える巨額な税が課せられています。2028年度から炭素に対する賦課金も石油に課される中、これ以上の税負担の増加は国民の理解が得られず、断固として反対です。

○自動車用燃料・エネルギーに対する課税の公平性確保

- ・EV用の電気等は自動車燃料税の課税対象とされておりません。欧米では道路利用者の公平な負担の観点から、EVを含む乗用車・トラック等に対し、走行距離等に基づく課税（課金）制度が検討・導入されています。わが国も自動車用の電気等に対し自動車燃料税相当の課税を行い、EV等とガソリン車等の課税の公平性を確保すべきです。

○LLPに対する現物出資時の簿価譲渡を可能とする制度の創設

- ・石油精製業等における事業再編・構造改善のため、LLPに対する現物出資時の簿価譲渡を可能とする制度の創設をお願いいたします。

○カーボンニュートラル投資促進税制の延長・見直し（SAF※製造設備の追加等）、SAFの原料輸入に係る関税およびニートSAF輸入に係る関税・石油石炭税の免税措置の創設

- ・航空分野のCORSA対応や政府が掲げる持続可能な航空燃料（SAF）の2030年目標達成に向けて、安定的な供給を実現するための税制度の見直し・創設をお願いいたします。

○欠損金に係る繰越控除制度の見直し

- ・わが国の欠損金の扱いは欧米主要国と比べて不利な制度となっており、繰越期間（現行10年）の無期限化もしくは延長、また、繰越控除限度額（当期所得の50%に制限）の撤廃もしくは緩和をお願いいたします。

※持続可能な航空燃料：Sustainable Aviation Fuel

その他主要事項

- 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけタックス・オン・タックスの排除を直ちに実施すべき
- ガソリン税・軽油引取税の本則税率上乗せ分の廃止
- 石油精製工程で生産される石油化学原料用軽質炭化水素（C3・C4）に係る石油石炭税還付制度の創設
- バイオETBEおよびバイオETBEの原料として使用するバイオエタノールに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長
- 石油化学用輸入ナフサ等に係る関税無税制度の適用期限の延長 等

以上